

東京

# いきいき

# 通信

# Vol. 37

東京都後期高齢者医療広域連合  
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期  
高齢者医療制度を運営する特別地方公  
共団体(自治体)です。

令和6年(2024年)  
7月13日発行

## 令和6年 8月1日

## からお使いいただく新しい保険証は

# 青竹色に変更となります。

現行の保険証(水色) 令和6年7月31日まで

現在の保険証(水色)は、  
7月31日まで破棄しない  
ようにご注意ください。

### 新保険証(青竹色)

【有効期間】  
令和6年8月1日から  
令和7年7月31日まで

青竹色の保険証は  
1年間使います

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和6年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	平成20年4月1日	
交付年月日	令和4年10月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和7年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和5年12月30日	性別 女
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	令和2年8月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証(青竹色)は  
**7月末までに**  
お住まいの市区町村より  
**すべての被保険者の方に**  
お届けします。  
新しい保険証(青竹色)は  
「簡易書留郵便」  
または  
「特定記録郵便」の  
いずれかで届きます。  
※お届けの方法はお住まいの  
市区町村ごとに異なります。

有効期限が過ぎた保険証は、  
8月1日以降、個人情報の取扱いにご注意の上  
ご自身で破棄してください。

※これは見本です。お届けするものと  
色味等がやや異なる場合があります。

## Q&A よくある質問にお答えします

**Q** 新しい保険証(青竹色)の有効期間は、  
**なぜ2年から1年になったの?**

**A** 令和6年12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化されるため、有効期間を変更しています。

※後期高齢者医療制度では毎年8月1日を基準として自己負担割合を判定していることから、新しい保険証の有効期限を令和7年7月31日までとしています。

★マイナンバーカードと保険証の一体化についての詳細はP.3をご覧ください。

**Q** マイナンバーカードと保険証が一体化された後、  
**それまで使っていた保険証はどうなるの?**

**A** 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、**有効期限(令和7年7月31日)まで使えます。**

★ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。

**Q** 「有効な保険証が手元にない」という場合はどうすればいいの?

**A** 令和6年12月2日以降、有効な紙の保険証もマイナ保険証もお手元にない方には、**資格確認書を交付いたします。**

★資格確認書についての詳細はP.3をご覧ください。

マイナンバーカードと保険証の一体化についての詳細は **3ページ** をご覧ください。

今号の  
主な  
記事

令和6年8月1日からの  
自己負担割合の判定基準

P.2

令和6年度 保険料のお知らせ

P.4

お薬のことで気になることは  
ありませんか?

P.6

医療費が高額になったとき、  
高額療養費制度があります

P.7



# 令和6年8月1日からの 自己負担割合の判定基準

●医療機関等の窓口でお支払いいただく医療費の自己負担割合は、**1割・2割・3割**の3区分です。

・令和6年8月1日から令和7年7月31日までの自己負担割合は、**令和6年度住民税課税所得**や**令和5年中の収入・所得に基づいて判定**します。

※世帯構成の変更や所得等の更正などで、自己負担割合が変更となる場合があります。

「住民税課税所得」とは？

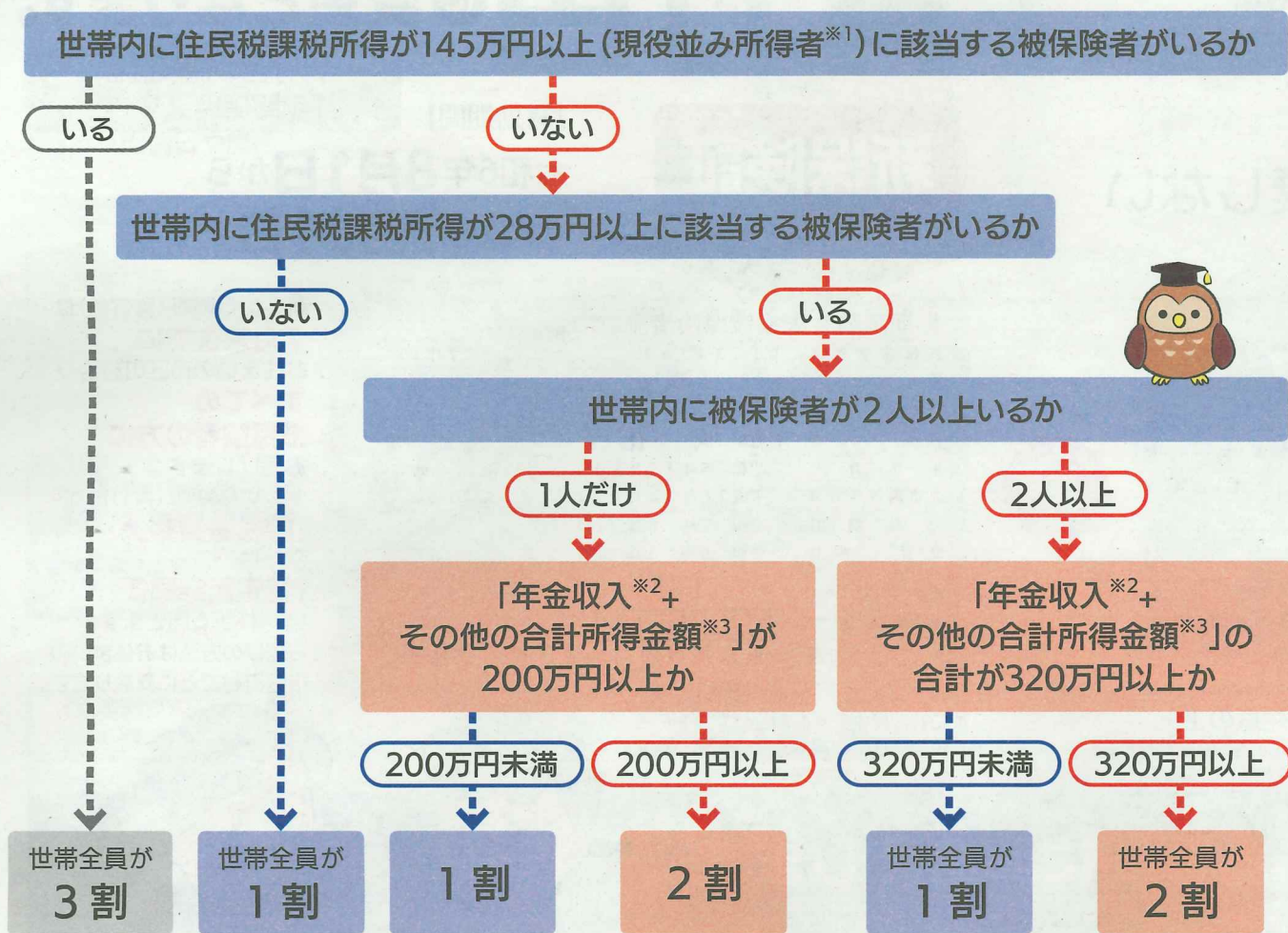


総所得金額等

各種所得控除

住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます（「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

## 自己負担割合判定チャート



※1 住民税課税所得が145万円以上でも、以下のいずれかに該当する場合は現役並み所得者の対象外となります。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の方の、「賦課のもととなる所得金額（P.4参照）」の合計額が210万円以下の場合

②所得税法上の収入金額が、本ページ下部「基準収入額適用申請について」に記載のある条件を満たし、認定された場合

※2 「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の、公的年金等の収入金額です。遺族年金や障害年金は含まれません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除した額、長期（短期）譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の額）から公的年金等にかかる雑所得を差し引いた後の金額です。

※上記のチャートで3割や2割となった方でも、住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

## 基準収入額適用申請について

●令和5年1月から12月までの収入額が以下の条件を満たし、お住まいの市区町村の担当窓口で基準収入額適用申請を行い認定された場合は、現役並み所得者（3割負担）の対象外となります。

### 収入判定基準

世帯の後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (令和5年1月から12月までの収入)
1人	収入額が383万円未満。 ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している70～74歳の方がいる場合は、その方の収入額と合計して520万円未満
2人以上	収入額の合計が520万円未満

・原則申請が必要ですが、左記の収入判定基準を満たすことをお住まいの市区町村で確認できた方については申請不要となります。

・収入判定基準を満たすことをお住まいの市区町村で確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われる方にはお住まいの市区町村から申請書をお送りします。変更後の自己負担割合は申請があった月の翌月から適用になるため、8月からの適用を希望する方は7月中にご申請ください。

### 注意

- 「収入額」とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得にかかる収入金額は除く）であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。
- 土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます（所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります）。ただし、上場株式等にかかる配当所得等および譲渡所得について、申告不要を選択した場合は含まれません。



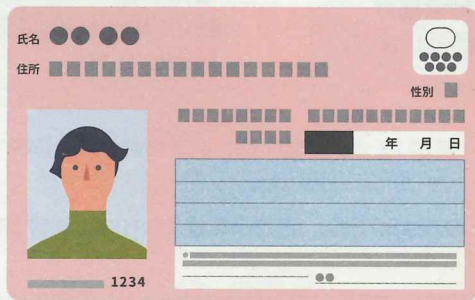
# 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

## 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、紙の保険証の新規発行は終了します

令和6年12月2日以降、医療機関や薬局では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します

### 1 マイナ保険証

- マイナ保険証を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口におくことで受付が始まります。画面の指示に沿って受付をしてください。



#### ◇マイナ保険証とは？

- 「マイナ保険証」とは、**健康保険証として利用登録したマイナンバーカード**のことをいいます。
- 健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。  
**(初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。)**

#### ◇マイナ保険証を使うメリット

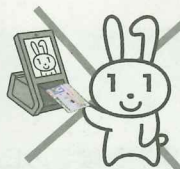
- 医療費を20円節約できる**  
★紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- より良い医療を受けることができる**  
★過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
★お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**  
★限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます(P.7参照)。

いいことがいっぱい!  
マイナ保険証を、ぜひ一度ご利用ください



### マイナ保険証で自分の資格情報を確認するには？

- マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページを開くことで、資格情報を確認することができます。
- マイナ保険証をお持ちの方\*には、ご自身の医療保険の資格情報を簡単に確認できる「資格情報のお知らせ」をお送りする予定です。  
※(新たに資格取得する方や、記載事項の変更や有効期間の終了により有効な紙の保険証をお持ちでない方)にお送りいたします。



マイナ保険証の読み取りができない場合



マイナポータルの資格情報画面

資格情報のお知らせ

### 2 紙の保険証 (令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証)

- 東京都の後期高齢者医療制度に加入している方は、**最長で令和7年7月31日まで**お使いいただけます。
- ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。

### 3 資格確認書

- 左記の①マイナ保険証または上記の②有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、ご本人の被保険者資格の情報を記載した資格確認書を交付いたします。
- 東京都の後期高齢者医療制度における資格確認書は、これまでの保険証と同じくカード型(材質は紙。色付き。)を予定しています。

#### ◇資格確認書の交付について

- 令和6年12月2日以降、**マイナ保険証をお持ちでない以下の方**には**申請いただくことなく**資格確認書を交付いたします。資格確認書はお住まいの市区町村からお届けを予定しています。  
★新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した方  
★資格情報が変更になった方  
★紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れ含む)

- ただし、**マイナ保険証をお持ちである場合でも**、マイナンバーカードを紛失した方や、介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなどマイナ保険証での受診が困難である場合は、**申請いただくことで資格確認書を交付いたします。**

※資格確認書の交付申請は、現在はまだ受け付けておりません。受付の時期が決まりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。



お問合せ先 | マイナンバーカードの交付申請や健康保険証利用登録について

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

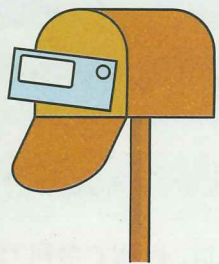


# 令和6年度 保険料のお知らせ

## 保険料率が改定されました

保険料率は2年ごとに見直され、  
本年4月がその改定時期になります。

### 7月ごろ郵送にてお届け



7月ごろ、今年度の**保険料額**  
を記載した**通知書**をお住まい  
の市区町村から**郵送**します。

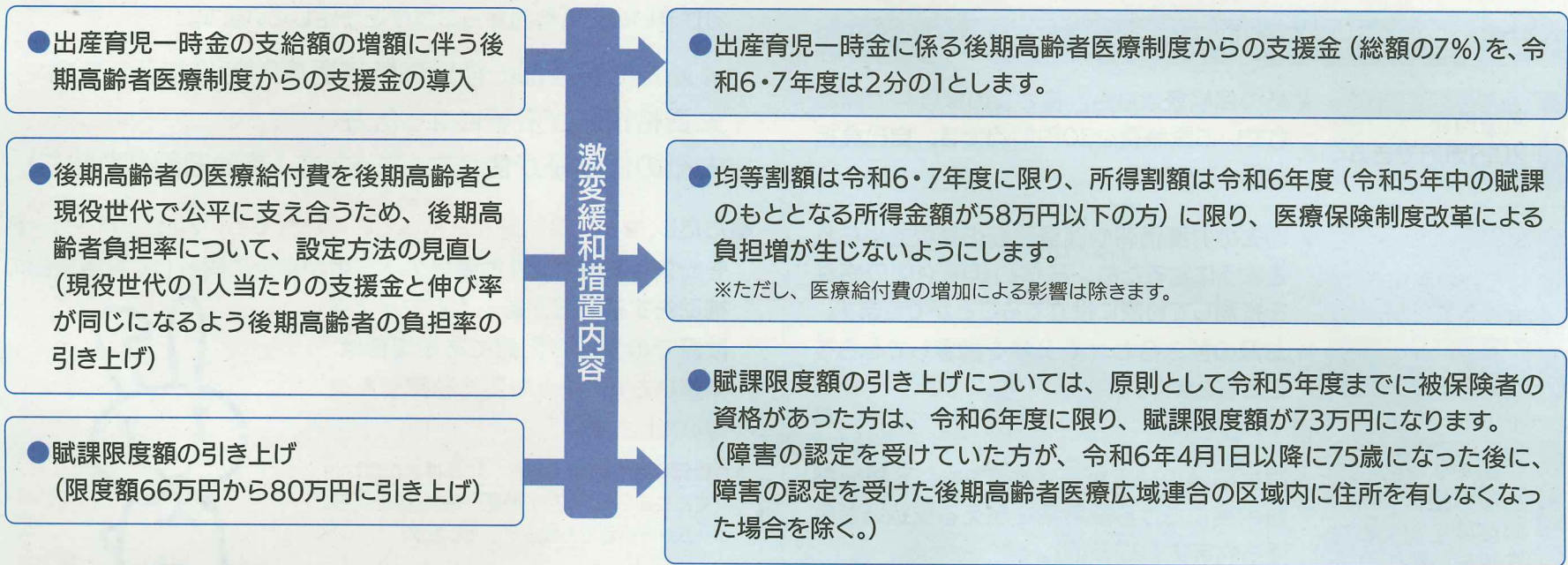
### 令和6年度の保険料の決め方

<b>均等割額</b> 被保険者1人当たり 47,300円	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 <sup>※1</sup> × 9.67% <sup>※2</sup>	=	<b>保険料額</b> 〈年額〉 (100円未満は切捨て)
被保険者全員が 均等に負担します。		被保険者それぞれの 前年の所得に応じて 負担します。		賦課限度額は <b>80万円</b> です。 <sup>※3</sup>

- ※1 「**賦課のもととなる所得金額**」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- ※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度は全ての被保険者の所得割率は9.67%となります。
- ※3 次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。①昭和24年3月31日以前に生まれた方 ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。)

### 医療保険制度改革の影響

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等により、後期高齢者医療制度の保険料率の算定方法について、以下のとおり改正が行われました。また、制度改正と併せて、激変緩和措置を実施します。



### 保険料の納め方 保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです

#### 特別徴収 | 公的年金<sup>※</sup>からの引き落とし

※介護保険料が引かれている年金

対象

● 12の条件を満たす方が対象です。

● 1 公的年金の受給額が年額18万円以上

● 2 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下

#### 普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

対象

● 特別徴収の対象とならない方 など

なお、年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、ほかの市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。

普通徴収の方には納付忘れの心配がなくおすすめです!

**便利な口座振替をご利用ください!**

- 被保険者の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座も指定することができます。
- 国民健康保険料(税)の口座情報は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口までお問合せください。

# 保険料の軽減

## 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」に応じて、一定の割合で軽減します。

被保険者ではない



総所得金額等を合計した額

表① 均等割額軽減基準表

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × (被保険者数) 以下	2割

※65歳以上(令和6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

※公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

## 所得割額の軽減

●被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額(P.4参照)※」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

## 被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった方が対象です。国保・国保組合は対象外となります。
- 低所得による均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

## 保険料の計算例

年金収入170万円のみ  
単身世帯

「軽減」を受けられる?

- 令和6年4月～令和7年3月分の計算例です。
- 年度途中で新たに加入されたり、他道府県から転入された方は、月割で計算します。

### 均等割額

1 まずは基準額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{c} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{高齢者特別控除額} \\ 15\text{万円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{基準額} \\ 45\text{万円} \end{array}$$

基準額45万円の軽減割合は5割となります(表①参照)

2 軽減に該当する場合、均等割額に、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 47,300\text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{軽減後の割合} \\ (10\% - 5\%) \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 23,650\text{円} \end{array}$$

5割軽減後

### 所得割額

1 まずは賦課のもととなる所得金額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{c} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ 43\text{万円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額17万円の軽減割合は25%となります(表②参照)

2 賦課のもととなる所得金額に、所得割率を掛け、軽減に該当する場合は、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{c} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得割率} \\ 8.78\% \end{array} \times \begin{array}{c} \text{軽減後の割合} \\ (100\% - 25\%) \end{array} = \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ 11,194\text{円} \end{array}$$

25%軽減後

### 1年間の保険料額

$$\begin{array}{c} \text{5割軽減後} \\ \text{均等割額} \\ 23,650\text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{25\%軽減後} \\ \text{所得割額} \\ 11,194\text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料額} \\ 34,800\text{円} \end{array}$$

100円未満は切り捨てます。

## 保険料の減免

次のようなときで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

- 災害により大きな損害を受けたとき
- 突発的な事業の休廃止や失業、長期入院等で収入が著しく減少し、利用し得る資産(預貯金を含む)等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難なとき

# お薬の気になることは ありませんか

高齢になると、  
処方されるお薬の数が増え、  
副作用が起こりやすくなるので  
注意が必要です。



お薬のことで  
気になることがあれば、  
医師や薬剤師に  
相談できます!

ご相談  
ください

●相談するときに、  
お薬手帳があるとスムーズです。



病院や薬局に行くときは、  
いつも**お薬手帳**を  
持っていきましょう。



薬局では、  
お薬の処方だけでなく、  
こんなことができます。

例えば ★お薬の飲み残しや飲みにくさについて、相談できます。

★お薬手帳を見て、今飲んでいるお薬で**同じ種類のお薬や  
飲み合わせが悪いお薬がないか**確認できます。

★**複数のお薬手帳**をお持ちの場合は、  
**薬局で1冊に**まとめられます。

かかりつけ薬剤師・  
薬局\*を決めると、  
いつでも気軽に  
お薬の相談ができる  
ので安心です。

※かかりつけ薬剤師・薬局とは、  
**身近で相談できるいつもの薬剤師・薬局を1か所もつ**  
ことです。

なにか  
お変わりは  
ないですか



かかりつけ  
薬剤師・薬局は  
どうやって  
決めたらいいの?

**顔なじみの薬剤師**やご自宅から  
**通いやすい薬局**などで決めるのが  
**オススメ**です。



処方せんの使用期間は発行日  
を含めた4日間(土日祝含む)  
です。お早めに薬局へお持ち  
ください。



正しい服薬管理をして、  
今の健康を保ちましょう!



ご自身の判断で  
お薬を中断したり、減らしたりせず、  
必ず医師や薬剤師に相談しましょう。





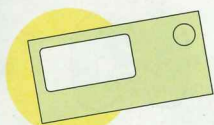
# 医療費が高額になったとき、高額療養費制度※があります

※1か月ごとの自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給(払い戻し)されます。所得額等の条件によって、上限額は異なります。

## 支給を受けるには

- 1 対象の方に診療月から最短で4か月後に申請書がご自宅に届きます。
- 2 申請書を同封の返信用封筒で、お住まいの市区町村の担当窓口宛てに返送してください(直接持参も可)。

事前申込不要



本人確認の書類  
などが必要です。

詳細は、お住まいの市区  
町村の担当窓口まで。

### 例 4月の病院での自己負担額

単身世帯

負担割合	1割
所得区分	一般I
外来の限度額	18,000円

### 計算の仕方

- 1 自己負担額の合計を計算します。  
A病院外来自己負担額 6,000円 + B病院外来自己負担額 16,000円 = 合計自己負担額 22,000円
- 2 払い戻される金額を計算します。  
合計自己負担額 22,000円 - 限度額 18,000円 = 4,000円

### 1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% 《多数回 140,100円※2》	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% 《多数回 93,000円※2》	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回 44,400円※2》	
2割	一般Ⅱ	6,000円 + (10割分の医療費 - 30,000円) × 10% または 18,000円のいずれか低い方を適用 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
	住民税 非課税等※1	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。  
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証が更新されます

●以下の各認定証を医療機関等の窓口に表示することで、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

上記の自己負担限度額の所得区分が「区分Ⅱ」または「区分Ⅰ」の方が交付対象です  
※入院時の食費も減額されます。

限度額適用認定証(限度額認定証)

上記の自己負担限度額の所得区分が「現役並み所得Ⅱ」または「現役並み所得Ⅰ」の方が交付対象です

●令和6年8月1日以降において各認定証の交付対象となる方で、過去に一度でも交付を受けたことがある方には、新しい認定証を7月末までにお住まいの市区町村の担当窓口からお送りします。各認定証の交付対象外となる場合は送付されません。

○これまで各認定証の交付申請をしたことがない方で、今回初めて交付を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口へご申請ください。

●新しい認定証の有効期限は令和7年7月31日です。

○令和6年12月2日から保険証の交付が終了となりますが、減額認定証および限度額認定証についても同時に交付が終了となります。令和6年12月2日以降は、マイナ保険証をご利用いただくか、自己負担限度額の区分を記載した資格確認書を提示することで、引き続き自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

○令和6年12月1日時点でお手元にある有効な各認定証は、記載の有効期限まで引き続き使用できます。ただし、住所や適用区分など、各認定証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。

★マイナ保険証を利用することで、事前の手続きなく高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証や限度額認定証の申請や提示が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。



# 柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの 受療状況についてのアンケート調査にご協力ください

## 対象者

すべての被保険者に  
送付するものではありません

### ●柔道整復師による施術

長期間（3か月を超える期間）あるいは頻繁に受けている方、または3か所以上の部位の施術を受けている方

### ●はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師による施術

長期間（6か月を超える期間）あるいは頻繁に受けている方、または初めて施術を受けた方

## アンケート内容

施術の利用状況  
(施術日や施術内容など)



## なぜアンケートを実施するの？

当広域連合では、「柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師」から受けた施術内容に誤りがないかを確認するため、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします（このアンケート調査は、施術を受けることを控えていただくことを目的としているわけではありません）。

8月以降、上記の方に「アンケート調査票」と「受療についてのお知らせ」を郵送します。

調査へのご協力をお願いいたします。

制度についてのお問合せは

「広域連合お問合せセンター」へ

☎0570-086-519 FAX 0570-086-075  
IP電話の方は ☎03-3222-4496

※ 質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの対応内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

平日は、8時30分から17時まで受け付けています。(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)

保険料の支払い方法や  
個人情報を含むお問合せは

## お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111 内線 2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111 内線 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-4148
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111 内線 147・148・149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111 内線 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111 内線 1217・1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011 内線 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111 内線 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111 内線 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111 内線 3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111 内線 1400・1402・1406

市区町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-5211-4206
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111 内線 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111 内線 3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111 内線 1025~1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-29-9219
港区	国保年金課	03-3578-2111 内線 2654~2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111 内線 135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ウェブサイト  
「東京いきいきネット」



いきいきネット 検索

URL <https://www.tokyo-ikiiki.net>  
電子メール [call@tokyo-kouikicenter.jp](mailto:call@tokyo-kouikicenter.jp)

「後期高齢者医療制度の  
しくみ」



東京都後期高齢者医療広域連合  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1  
東京区政会館15~17階

再生紙を使用しています